

協議第 4 号

合併の期日

合併の期日について提案する。

平成 1 6 年 6 月 3 0 日提出

石狩市・厚田村・浜益村合併協議会  
会長 田 岡 克 介

協議項目	2 合併の期日
平成 1 7 年 1 0 月 1 日とする。	

協 議 調 書  
( 総 括 表 )

協議項目	2	合併の期日	所 管	合併協議会事務局
調整の内容	平成17年10月1日とする。			

**平成17年10月1日を合併の期日とした理由**

- (1) 市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）が適用となる期間内の合併施行を考慮する必要があること。
- (2) 協議会における協議の進捗状況及び3市村における合併検討期間を考慮すると、合併するとした場合の3市村議会の議決は、最も遅い場合に平成17年3月議会定例会において行われることが想定され、その場合に次の点を考慮する必要があること。
  - 3市村議会の議決から官報へ告示されるまでの廃置分合に係る手続きに要する期間<<約4ヵ月間>>
  - 住民への十分な情報提供及び周知期間<<約6ヵ月間>>
  - 住民サービスに支障をきたさないよう、十分な準備作業を行うことができる期間<<約6ヵ月間>>
- (3) 新年度予算編成を合併後の新たな体制で検討できる期間を確保する必要があること。<<予算編成時開始10月頃>>